

議案第80号

瑞穂町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年12月12日

提出者 瑞穂町長 石塚 幸右衛門

(提案理由)

瑞穂町教育委員会教育長の期末手当を改定する必要があるので、
本案を提出する。

瑞穂町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

瑞穂町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例（昭和32年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の180」を「100分の192.5」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成27年1月1日から施行する。
(平成27年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成27年3月に支給する期末手当については、改正後の第3条第2項中「100分の25」とあるのは「100分の50」とする。

瑞穂町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条及び第2条 略 (その他の給与)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 期末手当の額は、給料の月額、地域手当の月額及び給料と地域手当の月額に次条ただし書の割合を乗じて得た額の合計額に3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては<u>100分の192.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の192.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>第4条から第6条 略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成27年1月1日から施行する。</u> <u>(平成27年3月に支給する期末手当に関する特例措置)</u></p> <p>2 <u>平成27年3月に支給する期末手当については、改正後の第3条第2項中「100分の25」とあるのは「100分の50」とする。</u></p>	<p>第1条及び第2条 略 (その他の給与)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 期末手当の額は、給料の月額、地域手当の月額及び給料と地域手当の月額に次条ただし書の割合を乗じて得た額の合計額に3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては<u>100分の180</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の180</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>第4条から第6条 略</p>